

議 案 第 25 号

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を行うため。

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより月曜日から金曜日までの5日間において任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短</p>	<p style="text-align: center;">（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより月曜日から金曜日までの5日間において任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短</p>

時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

- 3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い4週間ごとの期間につき8日以上、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては4週間ごとの期間につき8日以上）の割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

（休暇）

第9条（略）

- 2 職員は、任命権者の承認を得て1年につき20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）を超えない範囲内において、有給休暇を継続し、又は分割して受けることができる。

3・4（略）

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

- 第12条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

- 3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い4週間ごとの期間につき8日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては4週間ごとの期間につき8日以上）の割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

（休暇）

第9条（略）

- 2 職員は、任命権者の承認を得て1年につき20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）を超えない範囲内において、有給休暇を継続し、又は分割して受けることができる。

3・4（略）

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

- 第12条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。